

那須町地域防災計画

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

震災対策編

火山災害対策編

原子力災害対策編

(平成29年度修正)

那須町防災会議

目次

総論

| | | |
|-------|-------------------|----|
| 第 1 節 | 計画の目的等 | 1 |
| 第 2 節 | 防災関係機関等の責務と業務の大綱 | 2 |
| 第 3 節 | 本町の地勢、災害記録及び災害の概要 | 13 |

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第 1 章 災害予防

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 第 1 節 | 防災意識の高揚 | 19 |
| 第 2 節 | 地域防災の充実・ボランティア連携強化 | 22 |
| 第 3 節 | 防災訓練の実施 | 25 |
| 第 4 節 | 避難行動要支援者対策 | 27 |
| 第 5 節 | 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 | 31 |
| 第 6 節 | 災害に強い町づくり | 33 |
| 第 7 節 | 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策 | 35 |
| 第 8 節 | 水防体制の整備 | 39 |
| 第 9 節 | 積雪・雪崩対策 | 43 |
| 第 10 節 | 農林業関係災害予防対策 | 45 |
| 第 11 節 | 気象情報収集・伝達体制の整備 | 46 |
| 第 12 節 | 情報通信・放送網の整備 | 50 |
| 第 13 節 | 避難体制の整備 | 51 |
| 第 14 節 | 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備 | 55 |
| 第 15 節 | 医療救護・防疫体制の整備 | 57 |
| 第 16 節 | 建築物災害予防対策 | 58 |
| 第 17 節 | 公共施設等災害予防対策 | 59 |
| 第 18 節 | 文教対策 | 61 |
| 第 19 節 | 防災関係機関相互応援体制の整備 | 63 |
| 第 20 節 | 孤立集落災害予防対策 | 64 |
| 第 21 節 | 災害廃棄物等の処理体制の整備 | 66 |

第 2 章 応急対策

| | | |
|----------|------------------|-----|
| 第 1 節 | 活動体制の確立 | 67 |
| 第 2 節 | 災害対策本部の運営 | 69 |
| 第 3 節 | 情報の収集・伝達及び通信確保対策 | 76 |
| 第 4 節 | 災害拡大防止活動 | 80 |
| 第 5 節 | 災害救助法の適用 | 83 |
| 第 6 節 | 避難対策 | 86 |
| 第 6 節の 2 | 広域一時滞在対策 | 93 |
| 第 7 節 | 相互応援協力・派遣要請 | 96 |
| 第 8 節 | 救急・救助及び消火活動 | 99 |
| 第 9 節 | 医療救護活動 | 102 |
| 第 10 節 | 緊急輸送活動 | 104 |

| | | |
|------|---------------|-----|
| 第11節 | 食料の調達・供給活動 | 107 |
| 第12節 | 給水活動 | 109 |
| 第13節 | 生活必需品等の供給 | 111 |
| 第14節 | 農林業関係対策 | 112 |
| 第15節 | 保健衛生活動 | 114 |
| 第16節 | 遺体の捜索、処理、埋葬活動 | 115 |
| 第17節 | 障害物等除去活動 | 118 |
| 第18節 | 廃棄物処理活動 | 120 |
| 第19節 | 文教対策 | 122 |
| 第20節 | 住宅応急対策 | 125 |
| 第21節 | 公共施設等応急対策 | 127 |
| 第22節 | 広報活動 | 131 |
| 第23節 | 自発的支援の受入 | 132 |

第3章 復旧・復興

| | | |
|-----|----------------|-----|
| 第1節 | 復旧・復興の基本的方向の決定 | 134 |
| 第2節 | 民生の安定化対策 | 136 |
| 第3節 | 公共施設等災害復旧対策 | 140 |

震災対策編

第1章 災害予防

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 第1節 | 防災意識の高揚 | 148 |
| 第2節 | 地域防災の充実・ボランティア連携強化 | 153 |
| 第3節 | 防災訓練の実施 | 156 |
| 第4節 | 避難行動要支援者対策 | 158 |
| 第5節 | 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 | 162 |
| 第6節 | 震災に強い町づくり | 164 |
| 第7節 | 土砂災害・山地災害予防対策 | 166 |
| 第8節 | 農林業関係災害予防対策 | 169 |
| 第9節 | 地震情報収集体制 | 170 |
| 第10節 | 情報通信・放送網の整備 | 172 |
| 第11節 | 避難体制の整備 | 173 |
| 第12節 | 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備 | 178 |
| 第13節 | 医療救護・防疫体制の整備 | 180 |
| 第14節 | 建築物災害予防対策 | 181 |
| 第15節 | 公共施設等災害予防対策 | 183 |
| 第16節 | 文教対策 | 184 |
| 第17節 | 防災関係機関相互応援体制の整備 | 186 |
| 第18節 | 孤立集落災害予防対策 | 187 |
| 第19節 | 災害廃棄物等の処理体制の整備 | 189 |

第2章 応急対策

| | | |
|-----|---------|-----|
| 第1節 | 活動体制の確立 | 190 |
|-----|---------|-----|

| | | |
|----------|------------------|-----|
| 第 2 節 | 災害対策本部の運営 | 192 |
| 第 3 節 | 情報の収集・伝達及び通信確保対策 | 196 |
| 第 4 節 | 災害救助法の適用 | 200 |
| 第 5 節 | 避難対策 | 203 |
| 第 5 節の 2 | 広域一時滞在対策 | 211 |
| 第 6 節 | 相互応援協力・派遣要請 | 214 |
| 第 7 節 | 救急・救助及び消火活動 | 217 |
| 第 8 節 | 医療救護活動 | 220 |
| 第 9 節 | 二次災害防止活動 | 222 |
| 第 10 節 | 緊急輸送活動 | 224 |
| 第 11 節 | 食料の調達・供給活動 | 227 |
| 第 12 節 | 給水活動 | 229 |
| 第 13 節 | 生活必需品等の供給 | 231 |
| 第 14 節 | 農林業関係対策 | 232 |
| 第 15 節 | 保健衛生活動 | 233 |
| 第 16 節 | 遺体の捜索、処理、埋葬活動 | 234 |
| 第 17 節 | 障害物等除去活動 | 237 |
| 第 18 節 | 廃棄物処理活動 | 239 |
| 第 19 節 | 文教対策 | 241 |
| 第 20 節 | 住宅応急対策 | 244 |
| 第 21 節 | 公共施設等応急対策 | 246 |
| 第 22 節 | 広報活動 | 249 |
| 第 23 節 | 自発的支援の受入 | 250 |

第 3 章 復旧・復興

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| 第 1 節 | 復旧・復興の基本的方向の決定 | 252 |
| 第 2 節 | 民生の安定化対策及び公共施設復旧対策 | 254 |

火山災害対策編

第 1 章 災害予防対策

| | | |
|-------|-------------------|-----|
| 第 1 節 | 防災意識の高揚 | 255 |
| 第 2 節 | 火山災害に強い町づくり | 258 |
| 第 3 節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え | 262 |

第 2 章 応急対策

| | | |
|-------|------------------|-----|
| 第 1 節 | 活動体制の確立 | 268 |
| 第 2 節 | 情報の収集・伝達及び通信確保対策 | 270 |
| 第 3 節 | 避難対策 | 272 |
| 第 4 節 | 救急・救助、医療及び消火活動 | 275 |
| 第 5 節 | 緊急輸送活動 | 276 |
| 第 6 節 | 降灰等対策 | 277 |
| 第 7 節 | 広報活動 | 278 |

第3章 復旧・復興

| | | |
|-------|-------------------|-----|
| 第 1 節 | 復旧・復興の基本的方向の決定 | 279 |
| 第 2 節 | 民生の安定化及び公共施設等復旧対策 | 281 |

原子力災害対策編

第1章 総則

| | | |
|-------|----------------------|-----|
| 第 1 節 | 計画策定の趣旨 | 283 |
| 第 2 節 | 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等 | 284 |
| 第 3 節 | 緊急事態区分及び緊急時活動レベル | 286 |
| 第 4 節 | 運用上の介入レベル | 288 |
| 第 5 節 | 計画の基礎とするべき原子力災害の想定 | 290 |
| 第 6 節 | リスクコミュニケーションの充実 | 292 |

第2章 災害予防

| | | |
|--------|------------------------|-----|
| 第 1 節 | 初動体制の整備 | 293 |
| 第 2 節 | 住民等への情報伝達体制の整備 | 295 |
| 第 3 節 | 避難活動体制等の整備 | 296 |
| 第 4 節 | モニタリング体制の整備 | 298 |
| 第 5 節 | 住民等の健康対策 | 299 |
| 第 6 節 | 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備 | 300 |
| 第 7 節 | 児童生徒等の安全対策 | 301 |
| 第 8 節 | 緊急輸送体制の整備 | 302 |
| 第 9 節 | 住民等に対する普及・啓発活動 | 303 |
| 第 10 節 | 防災訓練の実施 | 304 |

第3章 応急対策

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| 第 1 節 | 災害対策本部等の設置 | 305 |
| 第 2 節 | 情報の収集・連絡活動 | 309 |
| 第 3 節 | 住民等への情報伝達 | 311 |
| 第 4 節 | 屋内退避・避難誘導等 | 313 |
| 第 5 節 | モニタリング活動 | 315 |
| 第 6 節 | 医療活動等 | 316 |
| 第 7 節 | 農林水産物・加工食品等の安全性の確保 | 317 |
| 第 8 節 | 児童生徒等の安全対策 | 319 |
| 第 9 節 | 緊急輸送活動 | 320 |

第4章 復旧・復興

| | | |
|-------|------------------------|-----|
| 第 1 節 | 住民等の健康対策 | 321 |
| 第 2 節 | 風評被害対策 | 323 |
| 第 3 節 | 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理 | 324 |
| 第 4 節 | 損害賠償 | 326 |

総論

| | | |
|-------|---------|-----|
| 第 5 節 | 各種制限の解除 | 327 |
| 用語集 | | 335 |

第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

1 計画の目的

那須町地域防災計画（以下「計画」という。）は、本町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより町土、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

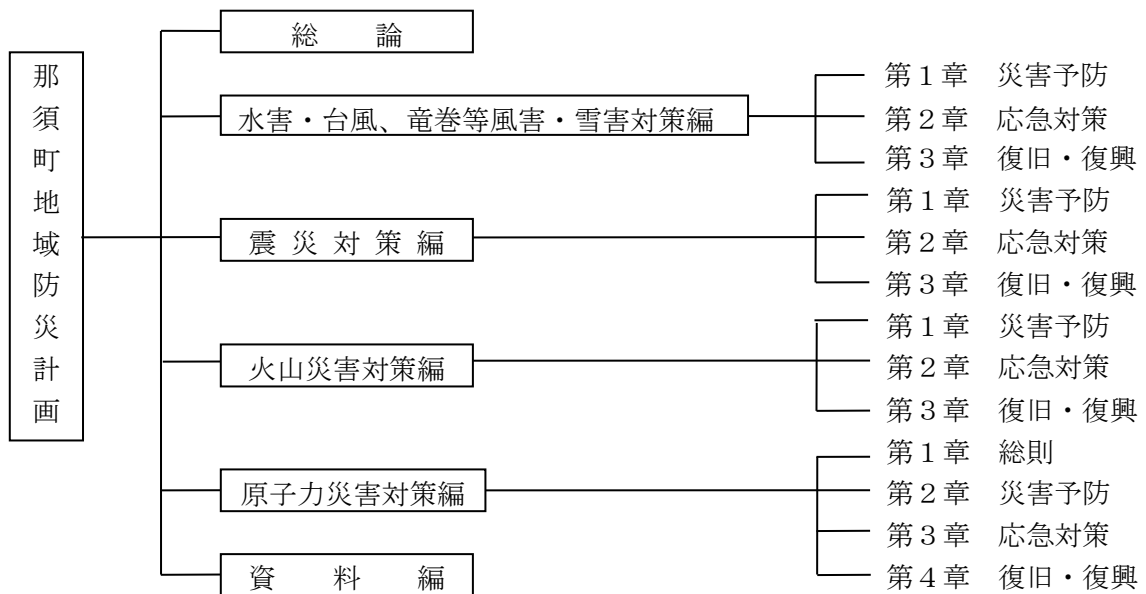
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき那須町防災会議が策定する計画であり、町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

3 計画の構成

この計画は、本町の地域における水害・台風、竜巻等風害・雪害、震災、火山、原子力災害の対策を体系化したものであって、その構成は次のとおりである。

- (1) 総論
- (2) 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
- (3) 震災対策編
- (4) 火山災害対策編
- (5) 原子力災害対策編

なお、震災対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編に定めがない対策については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編の規定に沿って対応する。



4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って町の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者及び関係機関は、その関係ある事項について計画修正案があるときは、町防災会議に提出するものとする。

資料1-1 那須町防災会議条例

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急措置、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう町及び関係機関等の防災に対する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

1 防災関係機関等の責務

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町等による「公助」はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

(1) 町・消防機関

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関と連携を図りながら防災活動を実施する。

消防機関は、町の責務が十分に果たされるよう、協力を行う。

(2) 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

(3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

(6) 町民

町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

(1) 町

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|--------|--|
| 那須町 | 災害予防対策 1 防災に関する組織の整備・改革 2 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 3 防災に関する施設、設備の整備、点検 4 県及び防災関係機関との連絡調整 5 防災に必要な資機材等の整備、備蓄 |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|--------|---|
| | 6 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 7 生活必需品、食料等の備蓄 8 給水体制の整備 9 自主防災組織の育成支援 10 災害危険箇所の把握 11 各種災害予防事業の推進 12 その他法令及び那須町地域防災計画に基づく災害防災対策の実施 災害応急対策 1 水防、消防等応急対策 2 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 3 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設 4 県外からの避難者受入れに係る県への協力要請 5 県外からの避難者及び帰宅困難者の一時滞在の受入れ 6 災害時における文教、保健衛生 7 災害広報 8 専門家等の派遣要請 9 被災者の救難、救助その他の保護 10 復旧資機材の確保 11 災害対策要員の確保、動員 12 災害における交通、輸送の確保 13 防災関係機関が実施する災害対策の調整 14 義援金品の受領、配分 15 住民の避難・屋内退避、立ち入り制限 16 農産物等の安全性の確認 17 その他法令及び那須町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 災害復旧・復興対策 1 災害弔慰金・災害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等 2 被災者生活再建支援制度に係る事務 3 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置 4 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 5 風評被害による影響等の軽減 6 その他法令及び那須町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施 |

(2) 消防・警察機関

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|---|---|
| 那須地区消防組合 ・ 消防本部 ・ 那須消防署 (湯本分署) | 災害予防対策 1 消防力の維持・向上 2 町と共同での地域防災力の向上 災害応急対策 1 災害情報の収集・伝達 2 消防活動 3 救助・救急活動 4 避難活動 5 行方不明者の搜索 6 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策 |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|---------|---|
| 那須町消防団 | 災害予防対策 1 団員の能力の維持・向上 2 町及び消防本部が行う防災対策への協力 災害応急対策 1 消防・水防活動 2 救助救急活動 3 避難活動 4 行方不明者の捜索 5 町及び消防本部が行う防災対策への協力 |
| 那須塩原警察署 | 災害予防対策 1 災害警備計画の策定 2 災害装備資機材の整備 3 危険物等の保安確保に必要な指導、助言 4 防災知識の普及 災害応急対策 1 災害情報の収集及び伝達 2 被災者の救出及び負傷者等の救護 3 行方不明者の調査・捜索 4 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 5 被災地、避難場所、重要施設の警戒 6 緊急交通路の確保 7 交通の混乱防止及び交通秩序の維持 8 広報活動 9 死体の見分・検視 |

(3) 県

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|--------|--|
| 栃木県 | 災害予防対策 1 防災に関する組織の整備・改革 2 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 3 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4 災害危険箇所の災害防災対策 5 防災に関する施設・設備の整備、点検 6 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10 自主防災組織等の育成支援 11 ボランティア活動の環境整備 12 環境放射線モニタリングの実験及び結果の公表 13 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 14 その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|--------|--|
| 栃木県 | <p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 3 専門家等の派遣要請 4 災害救助法の適用 5 消火・水防等の応急措置活動 6 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 7 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 8 緊急輸送体制の確保 9 緊急物資の調達・供給 10 災害を受けた児童、生徒の応急教育 11 施設、設備の応急復旧 12 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 13 県民への広報活動 14 ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 15 住民の避難・屋内退避、立ち入り制限 16 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関への指示 17 県外避難者の受入れに対する総合調整 18 その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>災害復旧・復興対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 2 民生の安定化策の実施 3 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 5 損害賠償の請求等に係る支援 6 風評被害による影響の軽減 7 各種制限の解除 8 その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施 |

(4) 指定地方行政機関

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|---------------------|---|
| 関東管区警察局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること |
| 関東財務局 (宇都宮財務事務所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。 |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|----------------------|---|
| | 2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理、処分にに関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う |
| 関東信越厚生局 | 健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること |
| 関東森林管理局 (塩那森林管理署) | 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること |
| 関東農政局 (宇都宮地域センター) | 災害予防対策 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること 2 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 応急対策 1 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること 2 種もみ、その他営農資材の確保に関すること 3 主要食糧の需給調整に関すること 4 生鮮食料品等の供給に関すること 5 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること 6 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること 7 農産物等の安全性の確認に関すること 復旧対策 1 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること 2 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること 3 風評被害対策に関すること |
| 関東経済産業局 | 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること |
| 国土地理院関東地方測量部 | 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること。 |
| 関東東北産業保安監督部 | 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|-----------------------|--|
| 関東運輸局 (栃木運輸支局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 運輸事業の災害予防に関すること 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関すること 3 運輸事業の復旧、復興に関すること |
| 東京管区気象台 (宇都宮地方気象台) | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 町や県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること |
| 関東総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電波、有線電気通信の監理に関すること 2 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること 3 災害時における非常通信の確保に関すること 4 非常通信訓練の計画、その実施についての指導に関すること 5 非常通信協議会の運営に関すること |
| 栃木労働局 大田原労働基準監督署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全(鉱山関係を除く)に関すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること |
| 関東地方整備局 (宇都宮国道事務所) | <p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。</p> <p>災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育、訓練 2 通信施設等の整備 3 公共施設等の整備 4 災害危険区域等の関係機関への通知 5 官庁施設の災害予防措置 6 豪雪害の予防 <p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 2 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 3 建設機械と技術者の現況の把握 4 災害時における復旧用資材の確保 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 6 災害時のための応急資機材の備蓄 7 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 8 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|--------------------|--|
| | 災害復旧対策 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること |
| 東京航空局 (東京空港事務所) | 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること |
| 関東地方環境事務所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 |

(5) 陸上自衛隊

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|-------------|--|
| 陸上自衛隊第12特科隊 | 天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること |

(6) 指定公共機関

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|--------------------|--|
| 日本郵便(株) | 1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害特別事務取扱い (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除 |
| 日本赤十字社 栃木県支部 | 1 災害時における教護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集、配分に関すること 4 日赤医療施設等の保全に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること |
| 日本放送協会 宇都宮放送局 | 1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 |
| 東日本高速道路(株) 関東支社 | 1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|---|--|
| 東日本旅客鉄道（株） 大宮支社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処理を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと |
| 東日本電信電話（株） 栃木支店 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること |
| 日本通運(株) 宇都宮支店 | 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること |
| 東京電力パワーグリッド（株） 栃木北支社 | 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。 |
| 東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) | <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること |
| KDDI(株) 小山ネットワークセンター | <ol style="list-style-type: none"> 1 通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること |
| (株)NTT ドコモ 栃木支店 | <ol style="list-style-type: none"> 1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること |

(7) 指定地方公共機関

| 機関等の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|---------|---|
| 東野交通（株） | <ol style="list-style-type: none"> 1 輸送施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。 |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|--|--|
| 土地改良事業団体連 合会 ＜土地改良区＞ | 水門、水路の操作に関する事 |
| (一社) 栃木県 LP ガス 協会 | 1 ガス施設の安全・保全に関する事 2 災害時におけるガスの供給に関する事 |
| (株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ | 1 県民に対する防災知識の普及に関する事 2 情報の収集に関する事 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関する事 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関する事 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関する事 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事 |
| 栃木県道路公社 | 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事 |
| (一社) 栃木県トラッ ク協会 (一社) 栃木県バス協 会 (一社) 栃木県タクシ ー協会 | 災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に 関する事 |
| (一社) 栃木県医師会 (公社) 栃木県看護協 会 | 災害時における医療救護活動に関する事 |

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|----------------------|--|
| 那須野農業協同組合 那須町森林組合 | 1 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関する事 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関する事 |
| 那須町商工会 | 1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん 等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する 事 |
| 病院等経営者 | 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事 3 被災者への医療への協力に関する事 4 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事 |
| 社会福祉施設経営者 | 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者の安全確保に関する事 |

| 機関等の名称 | 処理すべき業務等の大綱 |
|-----------------|--|
| | 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること |
| 危険物等施設の管理者 | 災害時における危険物等施設の安全確保に関すること |
| 那須町建設業安全協議会 | 1 救出活動等における重機、車両の協力に関すること 2 道路、橋梁等の災害復旧への協力に関すること 3 応急仮設住宅の建設等への協力に関すること |
| 那須町社会福祉協議会 | 災害予防 1 在宅要配慮者対策に関すること 2 町が行う災害対策への協力に関すること 3 避難行動要支援者の避難支援個別プランの作成協力に関すること 災害応急対策 1 町災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2 在宅要配慮者の応急対策に関すること 3 被災者の保護及び救援物資の支給に関すること 4 その他町が行う避難及び応急対策への協力に関すること 5 被災者生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること |
| 町立小中学校 町立保育園 | 1 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関すること 2 災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導に関すること 3 町が実施する災害応急対策への協力に関すること 4 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力に関すること |
| 那須町自治会連合会 | 1 自主防災組織の整備に関すること 2 防災知識の普及、町の実施する災害応急対策活動への協力に関すること 3 避難行動要支援者の把握、避難支援個別プランの作成等への協力に関すること 4 地区内への情報伝達に関すること 5 被災情報の収集及び提供に関すること 6 避難行動要支援者、被災者の救助、救援対策の協力に関すること 7 避難所の自主運営に関すること 8 災害廃棄物の分別、集積所管理の協力に関すること |
| 那須町民生委員児童委員協議会 | 1 防災知識の普及、防災訓練への協力に関すること 2 避難行動要支援者の把握、避難支援個別プランの作成等への協力に関すること |

3 住民・事業者

| 機関等の名称 | 責 務 |
|--------|--|
| 住 民 | 1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 飲料水・食料・生活用品等の備蓄と検討 4 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力要請 5 警報等の収集、家族・近所への伝達 6 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 7 災害廃棄物の分別 8 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること |

| 機関等の名称 | 責 務 |
|--------|---|
| 事 業 者 | 1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画(BCP)の作成・更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 従業員・所管施設利用者等への情報の伝達、避難訓練 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力要請 8 災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること |

第3節 本町の地勢、災害記録及び災害の概要

本町の気象概要、地勢及び災害記録を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。また、災害の種類は台風、大雨等を要因とする発生が予知し得るものと、地震・噴火等と予知の難しいものがある。

1 本町の地勢

(1) 位置

那須町は栃木県の県北部に位置し、東は福島県白河市及び棚倉町に、西は那須塩原市、南は那須塩原市及び大田原市に接し、北は福島県白河市及び西郷村に接している。

役場所在地は東経140度07分14秒、北緯37度00分08秒、標高335.65mである。

(2) 気象の概要

本町は太平洋側気候であり内陸に位置するため、最高気温と最低気温の差が大きい。夏期は、雷の発生が多く夏盛期でも比較的雨量が多い。冬期は朝夕の冷え込みが厳しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多い。那須おろしと呼ばれる季節風が吹き、那須連山は日本海側気候の様相を呈し雪をもたらす。

(3) 地勢

本町の面積は、372.34km²で栃木県の総面積の6%を占めている。

西北部は標高1,915mの那須火山帯の主峰茶臼岳を頂点として、東南に那須山麓の裾野がなだらかな起伏をもって扇状に広がっており、耕地は、標高300mより650mまでの丘陵地帯に散在し、平坦地が非常に少ない。東部地域は、八溝山系の急峻な山林地帯に覆われ、西北部は、那須山麓の裾野を形成している。

○那須町の主な山

| 山名 | 標高 |
|----------|--------|
| 茶臼岳(活火山) | 1,915m |
| 朝日岳 | 1,896m |
| 三本槍岳 | 1,917m |
| 南月山 | 1,776m |
| 黒尾谷岳 | 1,589m |
| 八溝山 | 1,022m |

○那須町の主な川(一級河川)

| 河川名 | 流路延長(km) | 河川名 | 流路延長(km) |
|------|----------|------|----------|
| 那珂川 | 17.0 | 四ツ川 | 10.4 |
| 余笹川 | 37.2 | 苦戸川 | 14.5 |
| 棒川 | 4.7 | 白戸川 | 10.0 |
| 黒川 | 32.0 | 高野川 | 6.5 |
| 板敷川 | 3.0 | なら沢川 | 1.7 |
| 三蔵川 | 12.2 | 湯川 | 8.5 |
| 奈良川 | 17.3 | 高雄股川 | 11.0 |
| 菖蒲川 | 6.0 | 下黒尾川 | 5.1 |
| 大和須川 | 3.1 | 上黒尾川 | 5.6 |
| 梓川 | 3.5 | 高野沢川 | 2.4 |
| 木下川 | 1.7 | 小沢名川 | 4.2 |
| 荒金沢川 | 2.0 | 沢名川 | 3.5 |

2 過去の主な災害記録

那須町の過去における災害の状況は、次のとおりである。

| 発生年月日 | 原因 | 災害概要 | 単位：千円 |
|-------------|---------|---|----------------|
| 昭和33年10月28日 | 火災 | 観光ホテル全焼、面積 1010.40㎡ | 損害額 50,000 |
| 昭和36年 6月28日 | 集中豪雨 | 流失家屋14、田畑流失、冠水、崖・山崩れ、橋梁流失等 | |
| 昭和39年 2月 8日 | 火災 | おだん荘半焼、死者2名、負傷者2名、面積673㎡ | 損害額 12,340 |
| 昭和44年 1月15日 | 突風 | 112世帯、住宅、付属建物等全半壊 | |
| 昭和46年 3月 4日 | 火災 | 製材工場1、非住宅3、面積761㎡ | 損害額 11,250 |
| 昭和52年 9月 3日 | 集中豪雨 | 流失家屋6、床上浸水56棟、床下浸水92棟他 | 損害額 355,000 |
| 昭和55年 3月10日 | 突風 | 43世帯 住宅、付属建物等全半壊 | 損害額 13,967 |
| 昭和56年 7月14日 | 集中豪雨 | 床上浸水1棟、床下浸水3棟、道路決壊他 | 損害額 93,780 |
| 平成 3年 8月21日 | 集中豪雨 | 全壊家屋1棟、床上浸水6棟、床下浸水4棟、道路決壊他 | 損害額 16,150 |
| 平成 4年 5月24日 | 集中豪雨、降雹 | 床上浸水2棟、床下浸水6棟、農産物被害他 | 損害額 90,278 |
| 平成10年 8月27日 | 集中豪雨 | 死者3名、行方不明2名、負傷者19名、住宅全壊16棟、半壊37棟、流失17棟、床上浸水153棟、農地流失、道路損壊 | 被害額 66,893,684 |
| 平成11年 7月13日 | 集中豪雨 | 負傷者1名、住宅全壊1棟、半壊14棟、床上浸水9棟、農地流失、道路損壊 | 被害額 2,700,000 |
| 平成23年 3月11日 | 震災 | 負傷者3名、住宅全壊40棟、大規模半壊27棟、半壊116棟、一部損壊1568棟 道路損壊、農地・林地崩壊 | |
| 平成26年 2月14日 | 大雪 | 負傷者4名、農産物被害他 | 被害額 45,287 |

○平成10年8月末集中豪雨災害

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、町は記録的な大雨となった。

町では、26日から5日間連続して130mm以上の日降水量を観測し、総降水量が1,254mmに達したため、各地で洪水、浸水、土砂災害の被害が発生し、特に27日には、1時間降水量90mm（1時～2時）、3時間降水量205mm（0時～3時）、日降水量607mmの記録的な豪雨となり、河川の氾濫、土砂崩れなどの大きな被害が発生した。

このため、町では、27日に災害対策本部を設置し、自衛隊の派遣要請、災害救助法の適用要請を行い、救助・救出活動、避難所の開設、給水・給食活動、生活必需品の供給などの災害応急対策を実施した。

○平成23年3月東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分ごろ、東北地方を中心に強い地震があり、宮城県北部や福島、茨城、栃木の各県で震度6強を観測し、大規模な津波、火災のほか建物が倒壊しました。

町では、震度6弱の地震に襲われ、家屋の倒壊、道路舗装の段差、水道管破裂による断水、通信機器の寸断など、ライフラインに大きな影響を受けた。

このため、町では、11日午後3時、災害対策本部を設置し、被害状況、町内被災者及び福島

県からの避難者の把握、支援、並びに帰宅困難者受け入れに努め、避難所の開設、給水・給食活動、生活必需品の供給などの災害応急対策を実施した。

3 那須町を取り巻く自然的条件

(1) 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野ヶ原の西縁に沿って、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要113活断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から14年度にかけて（独）産業技術総合研究所により現地調査が行われた。その調査結果を基に平成16年5月に関谷断層の評価が国から発表された。

その評価は次のとおりである。

ア 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2,600から4,100年と推定される。

イ 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。一般に、活断層で発生する地震は、千年程度から数万年という長い間隔で発生するとされており、将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

| 項目 | 将来の地震発生確率 |
|-----------------|-----------|
| 今後30年以内の地震発生確率 | ほぼ0% |
| 今後50年以内の地震発生確率 | ほぼ0% |
| 今後100年以内の地震発生確率 | ほぼ0% |

※今後30年間の地震発生確率が0.1%以上の場合、発生確率がやや高いと評価される。

(2) 那須岳の概要

那須火山群は南北に連なる安山岩の成層火山群であり、那須岳はその峰のひとつで別名茶臼岳と呼ばれる。那須岳は東に向かって開いた大きな崩壊凹地の中に生じた新しい火山で、数枚の溶岩流・火砕流と頂部の火砕丘・その中の溶岩円頂丘から形成される。溶岩円頂丘の中央火口（直径100m）の内外には硫気孔が多いが、特に西斜面の2つの爆発火口内では活発な硫気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型であり泥流を生じやすい。

ア 那須岳の監視・観測体制

那須岳は、平成21年6月、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山（以下「常時観測火山」という。）として選定されており、関係研究機関等による協力の下、気象庁において、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

イ 那須岳の火山活動

那須岳においては、約1万6千年前に最大規模のマグマ噴火が発生し、このときの噴火では火砕流や降灰が広い範囲に到達したとされている。その後、数千年おきにマグマ噴火を、数十～数百年おきに水蒸気噴火を発生させる活動を行っている。

○過去の噴火活動

| 年月日 | 噴火活動状況 | 備考(文献) |
|--|--|-----------|
| 応永3年 (1397年) 2月17日 | 噴火 那須岳爆発し、近傍の諸村に被害 | 本町年代記 |
| 応永15年 (1408年) 2月24日 | 噴火 那珂川黄変 | 神明鏡 |
| 応永17年 (1410年) 3月5日 | 噴火 噴石や埋没(山崩れか)のため死者180余名、牛馬多数被害 | 神明鏡 |
| 弘化3年 (1846年) 8月 | 噴火 | 震災予防調査会報告 |
| 明治14年 (1881年) 7月1日 | 那須岳噴火 鳴動・噴石・降灰・那珂川の魚被害 | 震災予防調査会報告 |
| 昭和17年 (1942年) 10~12月 | 茶臼岳西斜面噴気活発化 | 宇都宮气象台報告 |
| 昭和18年 (1943年) 12月 | 茶臼岳西斜面噴気活発化 | 宇都宮气象台報告 |
| 昭和28年 (1953年) 10月24・29日 | 小噴火 旧火口の西側斜面で噴火し、降灰は南6kmに及ぶ | 宇都宮气象台調べ |
| 昭和35年 (1960年) 10月10日頃 | 微噴火 噴石あり、北0.8kmまで降灰 | |
| 昭和38年 (1963年) 7月10・11日 | 異常音響 同年11月20日那須岳西斜面の無間火口で小爆発付近に降灰 | |
| 昭和52年 (1977年) 1月30・31日 | 地震群発 最大地震は30日23時25分 震源北緯37°00'東経139°57' 深さ0km マグニチュード3.7 黒磯市の宇都宮地方气象台那須火山観測所における有感回数4回(最大震度3) | |
| 昭和60年 (1985年) 9月27・28日 12月16日 | 群発地震 | |
| 昭和61年 (1986年) 7月1日~3日 | 地震群発 茶臼岳の南西山麓で地震活動があり、最大地震は1日22時54分 マグニチュード4.1 黒磯市における有感回数2回(最大震度2) | |

4 主な災害の種類

(1) 風水害、雪害

風、雨、雪等がもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、雪害に分け、それぞれについて、発生状況、主な原因等を上げると概ね下表のとおりである。

| 災害の種類 | | 発生状況等 | 主な原因 |
|-------|------|--|-----------------------|
| 洪水 | 外水氾濫 | 河川を流れる水が堤防を越え、溢れ出したり(溢水)堤防が切れたり(破堤)して浸水する。 | ・台風の豪雨 ・狭い地域への集中豪雨 |
| | 内水氾濫 | 河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。 | ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震 |

| 災害の種類 | | 発生状況等 | 主な原因 |
|-------|-------------|--|---------------------------------|
| 土砂災害 | 山崩れ がけ崩れ | 地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土砂面から突然崩壊する。 | ・梅雨前線や台風に伴う集中降雨 ・地震 |
| | 地すべり | 比較的穏やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。 | ・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪 |
| | 土石流 | 谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。 | ・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨 |
| 風 害 | | 強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。 | ・台風、低気圧に伴う強風 ・竜巻 ・ダウンバースト |
| 雪 害 | 雪崩 | 山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。 | ・多量の新雪 ・気温上昇、大雨 |
| | 積雪害 | 多量の積雪による鉄道・道路の不通等の交通障害、交通途絶により孤立集落が発生する。 | ・長期間の降雪 |
| | 雪圧害 | 雪の重さや積雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。 | ・多量の降雪 |
| | 融雪害 | 雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。 | ・気温上昇、大雨 |

(2) 震 災

地震の発生の仕組みからみると、プレート境界で発生する海洋型地震とプレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸直下の地震との大きく二つのタイプがある。

○地震の揺れと被害想定

| | |
|------|--|
| 震度0 | 人は揺れを感じない。 |
| 震度1 | 屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。 |
| 震度2 | 屋内にいる人の多くが揺れを感じる、つり下がっている電灯などがわずかに揺れる。 |
| 震度3 | 屋内のいるほとんどの人が揺れを感じ、棚の食器が音をたてることがある。 |
| 震度4 | かなりの恐怖感があり、部屋の不安定な置物が倒れる。歩行中の人も揺れを感じる。 |
| 震度5弱 | 多くの人が身の安全を図ろうとする。家具の移動や、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることもある。 |
| 震度5強 | 非常な恐怖を感じる。タンスなど重い家具や外では自動販売機が倒れることがある。 |
| 震度6弱 | 立っていることが困難になる。 壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなる。 |
| 震度6強 | 立ってられず、はわないと動くことができない。重い家具のほとんどが倒れ、戸が外れて飛ぶ。 |
| 震度7 | 自分の意思で行動できない。ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。 |

(3) 火山災害

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流、火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）、噴出物の堆積後に降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

○主な現象及びその特徴は次のとおりである。

| 主な現象 | 特 徴 |
|----------------|--|
| 降下火砕物 (降灰物) | 火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合がある他、噴火の規模によっては風によって遠方に運ばれ堆積する。人的 |

| 主な現象 | 特 徴 |
|--------------|--|
| | 被害に結びつくことはまれであるが、火山活動が長期化すると周辺住民に影響を与える。 |
| 溶岩流 | 火口から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊、焼失、埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速 1 km 程度以下と遅いため徒歩による避難が可能である。まれに、溶岩の質や流下する地形によっては時速十数km程度になる場合もある。 |
| 噴石（火山弾等） | 噴火に伴い吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。 |
| 火砕流 火砕サージ | 高温の火山砕屑（火山灰、軽石等）がガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は時速 100 km を超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温ガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速で流下する。 |
| 火山泥流 | 噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速 30 km～60 km になる。破壊力が大きく通過域では破壊的な被害が生じる。我が国では、冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流の発生の引き金として懸念される。 |
| 土石流 | 降雨による泥水と土砂が入り混じって沢を流れる現象で、地形にもよるが、時速 50km～60km の猛スピードで流れるため、家や橋を破壊する力が大きい。噴火が発生すると、火山灰が積もった地域では土石流が発生しやすくなり、このような状況は、噴火が終わってもしばらく続く。 |
| 山崩れ（山体崩壊） | 大雨や地震などにより発生する。火山の爆発や地震によって発生する大規模な山崩れを山体崩壊という。山体崩壊によって崩れ落ちた大量の土砂が流れ下る現象を岩屑なだれ、または岩屑流と呼ぶ。 |
| 火山ガス | 火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。 |